

令和4年12月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

先月20日に執行された市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の信託を受け、ご当選の栄に浴された議員の皆様に、心よりお祝いを申し上げます。新体制になりました市議会の一層のご発展と、議員各位のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、国内で初めて感染が確認されてから3年が経過しようとする現在もなお猛威を振るい、なかなか収束が見通せない状況にあります。この間、本市では保健所の体制を強化し、積極的疫学調査や、ワクチン接種の推進など感染防止対策に全力を尽くすとともに、市民生活や地域経済を守り、支えるための切れ目ない取り組みの展開、さらには、他の自治体に先駆けて作成した新型コロナウイルス感染症からの復興・再生プラン「明るい未来プラン」に掲げた事業の推進など、コロナ禍からの脱却、閉塞感の打開に向け、全庁一丸となって、様々な取り組みを実行してまいりました。

また、政策公約として「人を大切にすまち」、「安全・安心なまち」、「暮らしやすく住み続けたいまち」、「にぎわいにあふれ元気なまち」の4つを大きな柱に掲げ、結婚から妊娠・出産・子育て・教育への切れ目

ない支援、医療・介護・福祉など多様なニーズに対応する重層的支援体制の構築、市内全域光回線化などDXの推進、歴史・文化・食など地域資源を生かしたまちなか観光の促進、誰一人取り残さない地域共生社会の実現などを加速させることで、引き続き、本市の将来像である「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現をめざし取り組みを進めてまいります。

人口減少・少子高齢化、長引くコロナ禍や急激な物価高騰、地域経済の活性化など市政を取り巻く諸課題に全力で立ち向かい、次世代の市民も安心して暮らしていくことのできる鳥取市の明るい未来を作るため、市議会と執行部との議論を積み重ね、十分な連携のもと正しい方向へ進んでまいりたいと考えますので、議員各位の温かいご理解と力強いご支援をお願い申し上げます。

2. 高病原性鳥インフルエンザの発生

今月1日午前5時、鳥取市内の大規模養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生が確認されました。県下で初めての感染事例であり、約10万8千羽の採卵鶏が殺処分という結果になったことを非常に残念に思っています。

本市では、前日30日の午前10時20分に、県から感染の疑いに関する一報を受けて以降、午後2時には鳥取市特定家畜伝染病防疫マニュアルに基づく対策本部会議を立ち上げ、県との連携により、農場周辺の

通行規制、幹線道路の消毒ポイントの運営、防疫従事者の健康観察などに応援職員の派遣を行ってきたところです。神谷清掃工場が所在している東郷地区の皆様には、焼却処分についてご理解とご協力をいただき、改めまして感謝申し上げます。

養鶏関連事業者への経営支援策である融資制度の取り扱いも本月1日から開始したところであり、今後も県と連携しつつ、感染防止対策の一層の強化、鶏肉・鶏卵の消費喚起など、養鶏事業者が継続して生産に取り組めるよう必要な対策を講じてまいります。

3. 旧本庁舎・第二庁舎の跡地活用

長い間、市民の皆さまに親しまれてきた鳥取市役所旧本庁舎・第二庁舎は、昨年7月から解体工事を行っており、今月末には工事が完了する予定です。

旧本庁舎等跡地の利活用については、市民の皆様や議員各位のご意見を踏まえ、「防災機能の整備、緑地の配置により、震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場を中心としたオープンスペースとして活用し、広域から人が集う憩いの場としてにぎわいを創出する。」こととし、現在、防災施設や緑地広場、駐車場などについて、具体的な機能や基本レイアウトなどを明らかにする基本計画の策定や、基本設計に向けての取り組みを進めています。

引き続き、市民の皆様や議員各位のご意見もお伺いしながら、安全・

安心な広場、癒しと憩いの広場、家族連れ、赤ちゃんから高齢者まで立ち寄れるみんなが集う賑わいのある広場となるよう、着実に取り組みを進めてまいります。

4. 感染防止・感染拡大防止

依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、本市保健所管内においては、8月下旬に第7波のピークを越えました。しかしながら、新規陽性者数が下がり切らないまま、10月下旬から再び上昇に転じ、高齢者施設、学校、保育園などで多くのクラスターが発生しています。また、先月には免疫逃避や感染者増加の優位性が示唆されるオミクロン新系統が県内で確認されるなど、全国的な動向と同じように本市保健所管内でも感染が拡大しており、第8波への対応が必要となっています。このことから、本市では、第7波までの経験をもとに、在宅療養者の健康観察や、継続可能な職員体制のあり方、効果的な外部委託の活用などについて見直しを重ねてきており、再び陽性者が増加したとしても、安心して治療や療養ができるよう、職員一丸となって全力で取り組んでいるところです。

また、季節性インフルエンザと新型コロナが同時に感染すると重症化リスクが高まるとされており注意が必要です。年末年始を控え県外との往来や交流、接触の機会が見込まれ、感染拡大の恐れがあります。市民の皆様におかれましては基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種

などの取り組みを引き続きお願いします。

5. 妊娠・出産・子育て支援の充実

本市で生まれ育つ子どもは本市の希望、宝であり、未来を担う大切な存在です。本市では、妊婦さんに安心して出産してもらえるよう支援する「妊婦さん応援給付金事業」を全国に先駆けて本年4月よりスタートするなど、妊娠・出産・子育て支援の取り組みを強力に進めています。このたびの、国の施策にも速やかに呼応し、出産準備金の上乗せや、子育て世代包括支援センター（こそだてらす）を中心として、妊娠から子育て期にわたる出産や育児への不安解消など、きめ細かに子育てをサポートする包括的な相談支援の充実を図ることとしています。

変化する時代や市民ニーズに対応し、不妊治療への本市独自の助成や、産後の母体ケア・乳児ケア、とっとり市子育て支援アプリを活用した積極的な情報発信や相談支援など、様々な取り組みを強力に展開し、本市が引き続き「安心して子どもを産み、育てられるまち」であり続けることができるよう、推進してまいります。

6. 犯罪被害者支援の総合的な推進

誰もが、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者やその家族、遺族になり得る可能性があります。国においては、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、現在、第4次犯罪被害者等基本計画に基づいた

施策が進められており、地方公共団体には、警察や関係機関と連携した、より充実した支援が求められています。本市においても、犯罪被害者の人権問題を「鳥取市人権施策基本方針」に位置づけ、研修会の開催や、啓発活動など取り組みを進めてきており、本年10月21日には、新たに、鳥取県警察本部と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結し、相互に連携・協力した支援に取り組んでいるところです。

これら取り組みをさらに前進させるため、今定例会には、犯罪の被害に遭われた方が、安心して暮らせる社会づくりの実現を宣言する「犯罪被害者等支援条例」を提案しており、併せて、被害に遭われた方の経済的負担の軽減を図るための新たな見舞金制度を創設するなど、社会全体で被害者やその家族を守り支えていくための取り組みを総合的に推進してまいります。

7. ウィズコロナの観光振興

本年10月にスタートした全国旅行支援に加え、観光事業者の皆様との連携による本市独自の観光誘客や、観光地魅力アップの取り組みの効果などにより、先月の鳥取砂丘の観光入込客数は約10万2千人と、コロナ前の令和元年の水準にまで回復してきており、加えて、新型コロナウイルスの水際対策の大幅な緩和により、本市にも徐々に外国人観光客の姿が戻りつつあります。

今月17日から25日まで、3年ぶりに鳥取砂丘イリュージョンが開

催され、砂の美術館でも開館時間を延長して、イルミネーションによる演出を行うこととしており、さらには、来年の兎年に合わせ、白兔エリアで大晦日に年越しイベントを実施するなど、引き続き、関係団体や事業者の皆様と連携を図りながら、ウィズコロナの観光誘客に取り組んでまいります。

8. 市道美術館通りの取り扱い

市道美術館通り道路整備事業は、鳥取県の県立美術館整備計画にあわせて、平成9年度に着手し、一部整備を進めてきましたが、平成11年度の県による県立美術館の整備凍結により、平成15年度に事業再評価を実施し、現在まで本事業は休止しているところです。

このたび、県から、旧県立鳥取少年自然の家跡地の整備方針や、市道美術館通りの取扱いに関する申出書が本市に提出されました。今後、本市としましては、この申出を受け「鳥取市公共事業再評価委員会」に対して意見を求め、事業中止の方針を決定する諸手続きに取り掛かるとともに、県との協議を進めてまいります。

9. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第141号から議案第151号までは、一般会計及び特別会計並

びに企業会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第152号は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市及び市民の責務並びに犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第153号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と個人情報保護に関する法律の不開示情報の整合を図るほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第154号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の全部を改正するものです。

議案第155号は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取市個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第156号は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関して所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第157号は、人事院勧告等を踏まえて、一般職及び特別職の職員の給与等の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第158号は、鳥取市公設地方卸売市場の再整備に伴い、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことができる関連事業者について規定するほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正

するものです。

議案第159号は、農業委員会等に関する法律施行令第5条に規定する農業委員会の委員の定数の基準に従い、鳥取市農業委員会の委員の定数を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第160号は、鳥取市民体育館再整備事業に伴い、利用料金を改定するほか、市内体育施設の開館時間外の使用料及び利用料金について、所要の整理を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第161号から議案第163号までは、指定管理者の指定に関する議案です。鳥取市気高保健センターの指定管理者として、株式会社さんびるを指定するなど3施設について指定管理者を定めるため、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第164号は、豊実保育園改築事業の業務委託契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第165号は、倉田保育園改築事業の業務委託契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第166号は、鳥取県知事へ二級河川の指定、指定の変更又は廃止に関し意見を述べることについて、河川法第5条第5項の規定により、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。